省　令

○財務省・経済産業省令第一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫の特定事業促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社日本政策金融公庫の特定事業促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の特定事業促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十二年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定申請書及び業務規程の提出） **第二条**　法第八条第二項の規定による指定申請書及び業務規程の提出は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。 一～五　［略］ 六　役員が法第八条第四項第三号イ、ロ及びハのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面（法第八条第四項第三号イの主務省令で定める者） **第四条**　法第八条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第五条～第十一条**　［略］	（指定申請書及び業務規程の提出） **第二条**　法第八条第二項の規定による指定申請書及び業務規程の提出は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。 一～五　［略］ 六　役員が法第八条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 ［新設］ **第四条～第十条**　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月三十日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

株式会社ＩＮＣＪ	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和元年十二月分以降の計算証明について適用する。ただし、同規則第八十四条の規定による株式会社ＩＮＣＪの計算証明については、令和元事業年度分から適用する。